

申請者の欠格事項（浄化槽法第 36 条第 2 号）

- イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ロ 第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しない者
- ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその浄化槽清掃業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- ニ 第 41 条第 2 項規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ホ その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項若しくは第 4 項の規定、第 7 条の 2 第 1 項の規定若しくは同法第 16 条の規定（一般廃棄物に係るものに限る。）又は同法第 7 条の 3 の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 3 の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しない者
- チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項または第 4 項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）で法人であるものが同法第 7 条の 3 の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその決定代理人がイからチまでの一に該当するもの
- ヌ 法人でその役員のうちにイからリまでの一に該当する者があるもの